

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人夕秀会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(業務の種類)

第4条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
 - (2) 評議員会への出席
 - (3) 監事による定期監査及び臨時監査、理事会・評議員会への出席
 - (4) 行政機関による監査の立会
 - (5) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
 - (6) その他理事長が必要と認めた業務
- 2 評議員選任・解任委員の評議員選任解任委員会への出席、の費用弁償についてもこの規程を準用する。

(費用弁償)

第 5 条 役員及び評議員が、理事会・評議員会への出席等職務にあたったときは別記のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費規程に基づき、旅費として支給することができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(適用除外)

第 6 条 法人職員であって法人役員を兼務する者については、第 4 条の(4)の業務の場合には、この規程は適用しない。

(公表)

第 7 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

別記 費用弁償の額

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席の都度、一人一律 3,000 円